

企画競争

下記のとおり企画競争に付します。

記

1 企画競争に付する事項

- (1) 業 務 名 こどもの国「(仮称) キュービックランド跡広場遊具設置工事」
- (2) 施 工 場 所 こどもの国園内 現キュービックランドエリア
- (3) 工期(予定) 契約締結日から令和10年2月20日(日)
- (4) 業 務 概 要 園内の遊具跡広場に、多くの入園者が安心・安全に利用できる大型遊具の設計及び設置・施工を行う。実施設計はこどもの国と協議を行いながら進めることとする。
- (5) 予算見込額 80,000,000円(消費税を含まない)
- (6) 要 求 事 項 企画提案にあたっては、本広告のほか「企画提案説明書」及び競争参加者に交付する「企画提案に関する要求事項」等の資料によるものとする。 (「3 手続等」参照)
- (7) 契 約 時 期 本業務は令和9年度における助成金をもって行うものであり、本件企画競争の結果選定された契約相手方(候補者)の提案内容に基づき申請を行うこととしている。
したがって、契約相手方との契約締結は令和9年4月以降、助成金の交付決定の通知を受けた後に行うものとする。
なお、助成が受けられなかった場合は、本件にかかる契約は締結しないものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 大型遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術を有すること。
- (2) 大型遊具等の設計・施工に関与したことがあること、あるいは、現在、具体的に他の大型遊具等の設計・施工に着手していること。
- (3) (一社)日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する主任技術者を配置できること。
- (4) 企画提案書等の提出締切日において、国の諸機関及び地方公共団体より、同一業種に起因する指名停止又は一般競争入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 企画提案説明書等の交付を受けた者であること。
- (6) 次に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続開始の申立を含む。）がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3 手続等

(1) 担当部署

〒 2 2 7 - 0 0 3 6 神奈川県横浜市青葉区奈良町 700 番地
社会福祉法人 こどもの国協会 施設管理部施設管理課
電話 0 4 5 - 9 6 1 - 2 1 1 1

(2) 企画提案説明書等の交付

- ア 期 間 令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 1 7 日（月）まで（ただし水曜日を除く）
- イ 時 間 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
- ウ 交付方法 上記（1）の担当部署において、資料を直接手交

(3) 企画競争説明会

実施しない。

競争参加に当たって現地を確認することは差し支えないが、この場合、あらかじめ当協会に必ず連絡するものとし、入園者並びに近隣住民に対して迷惑をかける行為をしてはならない。

(4) 契約相手方（候補者）の選定

当協会において、企画提案書を提出した者の企画提案内容を総合的に審査し、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）までに契約候補者 1 者及び次点候補者 1 者を選定する。

選考結果については、企画提案書を提出した者に対して文書で通知する。企画提案書等の提出書類については返却しない。また、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

令和 8 年 8 月 3 日

社会福祉法人 こどもの国協会
理 事 長 山 本 麻 里